

佐賀県規則第29号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）第6条の規定に基づき、佐賀県立佐賀城本丸歴史館（以下「歴史館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 歴史館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 館長（博物館法（昭和26年法律第285号）第4条の館長をいう。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで
- (2) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (3) 12月29日から12月31日までの日

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあると認める者
- (2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者
- (3) その他館長が管理上適当でないと認める者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。